

参照条文（証拠調べ、訴訟指揮に関する規定）

○ 日本国憲法

第 3 7 条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

③ （略）

○ 刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）

第 2 9 4 条 公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第 2 9 5 条 裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な権利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

②～④ （略）

⑤ 裁判所は、前各項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかつた場合には、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

⑥ 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第 2 9 7 条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。

② 前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

③ 裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第 1 項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を変更することができる。

第 2 9 8 条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。

② 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

第304条 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

② 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

③ 裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第309条 検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

② 検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

③ 裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

第317条 事実の認定は、証拠による。

○ 刑事訴訟規則（昭和23年12月1日最高裁判所規則第32号）

（証拠調の請求の方式・法第298条）

第189条 証拠調の請求は、証拠と証明すべき事実との関係を具体的に明示して、これをしなければならない。

2～4 （略）

（証拠の厳選・法第298条）

第189条の2 証拠調べの請求は、証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これをしなければならない。

（証拠決定・法第298条等）

第190条 証拠調又は証拠調べの請求の却下は、決定でこれをしなければならない。

2 前項の決定をするについては、証拠調の請求に基く場合には、相手方又はその弁護人の意見を、職権による場合には、検察官及び被告人又は弁護人の意見

を聴かなければならない。

- 3 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる公判期日に被告人及び弁護人が出頭していないときは、前項の規定にかかわらず、これらの者の意見を聴かないで、第一項の決定をすることができる。

(証拠調の順序)

- 第199条 証拠調については、まず、検察官が取調を請求した証拠で事件の審判に必要と認めるすべてのものを取り調べ、これが終つた後、被告人又は弁護人が取調を請求した証拠で事件の審判に必要と認めるものを取り調べるものとする。但し、相当と認めるときは、随時必要とする証拠を取り調べることができる。
- 2 前項の証拠調が終つた後においても、必要があるときは、更に証拠を取り調べることを妨げない。

(証人尋問の順序・法第304条)

- 第199条の2 訴訟関係人がまず証人を尋問するときは、次の順序による。
- 一 証人の尋問を請求した者の尋問（主尋問）
 - 二 相手方の尋問（反対尋問）
 - 三 証人の尋問を請求した者の再度の尋問（再主尋問）
- 2 訴訟関係人は、裁判長の許可を受けて、更に尋問することができる。

(主尋問・法第304条等)

- 第199条の3 尋問は、立証すべき事項及びこれに関連する事項について行う。
- 2 主尋問においては、証人の供述の証明力を争うために必要な事項についても尋問することができる。
 - 3 主尋問においては、誘導尋問をしてはならない。ただし、次の場合には、誘導尋問をすることができる。
 - 一 証人の身分、経歴、交友関係等で、実質的な尋問に入るに先だつて明らかにする必要のある準備的な事項に関するとき。
 - 二 訴訟関係人に争のないことが明らかな事項に関するとき。
 - 三 証人の記憶が明らかでない事項についてその記憶を喚起するため必要があるとき。
 - 四 証人が主尋問者に対して敵意又は反感を示すとき。
 - 五 証人が証言を避けようとする事項に関するとき。
 - 六 証人が前の供述と相反するか又は実質的に異なる供述をした場合におい

て、その供述した事項に関するとき。

七 その他誘導尋問を必要とする特別の事情があるとき。

- 4 誘導尋問をするについては、書面の朗読その他証人の供述に不当な影響を及ぼすおそれのある方法を避けるように注意しなければならない。
- 5 裁判長は、誘導尋問を相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

(反対尋問・法第304条等)

- 第199条の4 反対尋問は、主尋問に現われた事項及びこれに関連する事項並びに証人の供述の証明力を争うために必要な事項について行う。
- 2 反対尋問は、特段の事情のない限り、主尋問終了後直ちに行わなければならない。
 - 3 反対尋問においては、必要があるときは、誘導尋問をすることができる。
 - 4 裁判長は、誘導尋問を相当でないと認めるときは、これを制限することができる。

(反対尋問の機会における新たな事項の尋問・法第304条)

- 第199条の5 証人の尋問を請求した者の相手方は、裁判長の許可を受けたときは、反対尋問の機会に、自己の主張を支持する新たな事項についても尋問することができる。
- 2 前項の規定による尋問は、同項の事項についての主尋問とみなす。

(供述の証明力を争うために必要な事項の尋問・法第304条)

- 第199条の6 証人の供述の証明力を争うために必要な事項の尋問は、証人の観察、記憶又は表現の正確性等証言の信用性に関する事項及び証人の利害関係、偏見、予断等証人の信用性に関する事項について行う。ただし、みだりに証人の名誉を害する事項に及んではならない。

(証人尋問の方法・法第304条等)

- 第199条の13 訴訟関係人は、証人を尋問するに当たっては、できる限り個別かつ具体的で簡潔な尋問によらなければならない。
- 2 訴訟関係人は、次に掲げる尋問をしてはならない。ただし、第二号から第四号までの尋問については、正当な理由がある場合は、この限りでない。
 - 一 威嚇的又は侮辱的な尋問
 - 二～四 (略)

(関連性の明示・法第295条)

第199条の14 訴訟関係人は、立証すべき事項又は主尋問若しくは反対尋問に現れた事項に関連する事項について尋問する場合には、その関連性が明らかになるような尋問をすることその他の方法により、裁判所にその関連性を明らかにしなければならない。

2 証人の観察、記憶若しくは表現の正確性その他の証言の信用性に関連する事項又は証人の利害関係、偏見、予断その他の証人の信用性に関連する事項について尋問する場合も、前項と同様とする。